名称　関門港響航路第二号灯浮標
位置
所在地　関門港響新港区（白州灯台の西北西方約二・五キロメートル）
北緯　三三―五九―一八
東経　一三〇―四五―五五
変更した事項
位置
所在地　関門港響新港区（白洲灯台の西北西方約二・五キロメートル）
北緯　三三―五九―一八
東経　一三〇―四五―五九
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十五年八月十四日

名称　関門港響航路第三号灯浮標
位置
所在地　関門港響新港区（白州灯台の南西方約二・五キロメートル）
北緯　三三―五八―〇三
東経　一三〇―四六―二三
変更した事項
位置
所在地　関門港響新港区（白洲灯台の南西方約二・五キロメートル）
北緯　三三―五八―〇三
東経　一三〇―四六―二三
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十五年八月十四日

名称　関門港響航路第四号灯浮標
位置
所在地　門司港響新港区（白州灯台の南西方約二・八キロメートル）
北緯　三三―五八―〇三
東経　一三〇―四六―〇五
変更した事項
位置
所在地　門司港響新港区（白洲灯台の南西方約二・八キロメートル）
北緯　三三―五八―〇三
東経　一三〇―四六―〇五
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十五年八月十四日

名称　横瀬北灯浮標
位置
所在地　白州灯台（福岡県北九州市）の西南西方約五・九キロメートル
北緯　三三―五七―三二
東経　一三〇―四四―〇六
変更した事項
位置
所在地　白洲灯台（福岡県北九州市）の西南西方約五・九キロメートル
北緯　三三―五七―三二
東経　一三〇―四四―〇六
記事　補正
変更年月日　平成二十五年八月十四日

名称　問牧港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道枝幸郡枝幸町（問牧港東防波堤外端）
北緯　四四―五九―三四
東経　一四二―三二―三四
変更した事項
位置
所在地　北海道枝幸郡枝幸町（問牧港東防波堤外端）
北緯　四四―五九―二五
東経　一四二―三二―四八
記事　補正

名称　稚咲内港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道天塩郡豊富町（稚咲内港西防波堤外端）
北緯　四五―〇四―五二
東経　一四一―三七―五〇
変更した事項
位置
所在地　北海道天塩郡豊富町（稚咲内港西防波堤外端）
北緯　四五―〇五―〇五
東経　一四一―三七―三二
記事　補正

名称　天塩港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道天塩港（西防波堤外端）
北緯　四四―五二―一一
東経　一四一―四四―〇四
変更した事項
位置
所在地　北海道天塩港（西防波堤外端）
北緯　四四―五二―一二
東経　一四一―四四―〇四
記事　補正

名称　大沢港新西防波堤灯台
位置
所在地　北海道松前郡松前町（大沢港新西防波堤外端）
北緯　四一―二五―四二
東経　一四〇―〇八―二一
変更した事項
位置
所在地　北海道松前郡松前町（大沢港新西防波堤外端）
北緯　四一―二五―三四
東経　一四〇―〇八―三二
記事　補正

名称　旭港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道様似郡様似町（旭港南防波堤外端）
北緯　四二―〇三―四三
東経　一四三―〇三―四一
変更した事項
位置
所在地　北海道様似郡様似町（旭港南防波堤外端）
北緯　四二―〇三―四六
東経　一四三―〇三―三八
記事　補正

名称　蛯谷港新北防波堤灯台
位置
所在地　北海道茅部郡森町（蛯谷港新北防波堤外端）
北緯　四二―〇八―一〇
東経　一四〇―三〇―三三
変更した事項
位置
所在地　北海道茅部郡森町（蛯谷港新北防波堤外端）
北緯　四二―〇八―一〇
東経　一四〇―三〇―四一
記事　補正

名称　長万部港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道山越郡長万部町（長万部港東防波堤外端）
北緯　四二―三一―四八
東経　一四〇―二四―〇〇
変更した事項
位置
所在地　北海道山越郡長万部町（長万部港東防波堤外端）
北緯　四二―三一―四二
東経　一四〇―二四―〇八
記事　補正

○海上保安庁告示第百八十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　大分港新日鐵住金主原料バース指向灯
位置
所在地　大分県大分港（主原料バース桟橋中央）
北緯　三三―一六―〇〇
東経　一三一―三七―三八
廃止年月日　平成二十五年七月十日

名称　徳島沖洲旅客船ふ頭灯台
位置
所在地　徳島県徳島小松島港徳島区（沖洲導流堤西端）
北緯　三四―〇三―一〇
東経　一三四―三五―三七
廃止年月日　平成二十五年七月三十一日

名称　那珂湊港内防波堤灯台
位置
所在地　茨城県那珂湊港（内防波堤外端）
北緯　三六―二〇―一八
東経　一四〇―三六―〇二
廃止年月日　平成二十五年八月一日

○海上保安庁告示第百八十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二